

教育委員会定例会日程

平成29年3月21日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第7号

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

日程第2

議案第8号

小田原市指定重要文化財への指定について (文化財課)

日程第3

議案第9号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について (文化財課)

日程第4

議案第10号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第5

議案第11号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第6

議案第12号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

5 閉 会

議案第 7 号

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市郷土文化館条例施行規則（昭和50年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>小田原市郷土文化館観覧料減額・免除申請書</u>（様式第4号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(使用許可の申請等)</p> <p>第9条 <u>条例第8条第1項の規定による使用の許可</u>（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、<u>小田原市郷土文化館会議室等使用許可申請書</u>（様式第5号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、使用を許可したときは、<u>小田原市郷土文化館会議室等使用許可書</u>（様式第6号）を申請者に交付する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用の取消しの申請等)</p> <p>第10条 <u>使用許可を受けた者</u>（以下「使用者」という。）は、<u>当該使用許可に係る使用の取消しを申請しようとするときは、小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書</u>（様式第7号）に当該取消しに係る小田原市郷土文化館会議室等使用許可書を添えて教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の申請を許可したときは、申請した者に小田原市郷土文化館会議室</u></p>	<p>(観覧料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>郷土文化館観覧料減額・免除申請書</u>（様式第4号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第9条 <u>条例第8条の許可を受けようとする者は、郷土文化館会議室等使用許可申請書</u>（様式第5号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、使用を許可したときは、<u>郷土文化館会議室等使用許可書</u>（様式第6号）を申請者に交付する。</p> <p>3 (略)</p>

等使用取消許可書（様式第8号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第11条（略）

- 2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市郷土文化館会議室等使用料減額・免除申請書（様式第9号）により、教育委員会に申請しなければならない。

（使用料の還付基準）

第12条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた施設の全部を使用できなかった場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかった場合 教育委員会が定める額
- (3) 使用者が使用の日の前日までに使用の取消しを申請して、教育委員会の許可を受けた場合 既納の使用料の全額

（使用許可の取消し等）

第13条 教育委員会は、条例第15条第1項の規定により使用許可を取り消し、又は会議室等の使用を中止させるときは、小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書（様式第10号）を使用者に交付するものとする。

（使用料の減免）

第10条（略）

- 2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、郷土文化館会議室等使用料減額・免除申請書（様式第7号）により、教育委員会に申請しなければならない。

(委任) 第 1 4 条 (略) 様式第 9 号 (第 1 1 条関係)	(委任) 第 1 1 条 (略) 様式第 7 号 (第 1 0 条関係)
--	--

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第7号（第10条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可申請書					
			年 月 日		
小田原市教育委員会 様					
申請者 住 所 団体名 氏 名					
次のとおり申請します。					
既 に 受 け た 許 可 の 内 容	許 可 年 月 日		番 号		
	使 用 日 時		許 可 を 受 け た 施 設		
	使 用 責 任 者	住 所			
		氏 名			
	使 用 目 的				
取 消 し の 理 由					
使 用 料 内 訳	別紙計算書のとおり	還 付 使 用 料	円		
そ の 他 必 要 事 項					

様式第8号（第10条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用取消許可書					
様			番 号 年 月 日		
				小田原市教育委員会 印	
次のとおり許可します。					
既 に 許 可 し た 内 容	許 可 年 月 日			番 号	
	使 用 日 時			許 可 を 受 け た 施 設	
	使 用 責 任 者	住 所			
		氏 名			
	使 用 目 的				
取 消 し の 理 由					
使 用 料 内 訳		別紙計算書のとおり	還 付 使 用 料	円	
そ の 他 必 要 事 項					

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第13条関係）

小田原市郷土文化館会議室等使用許可取消・中止通知書			
			番 号 年 月 日
様			
小田原市教育委員会 印			
次のとおり通知します。			
交付した許可書	許可年月日		
	番 号		
内 容	<input type="checkbox"/> 使用許可の取消し <input type="checkbox"/> 使用の中止		
根 拠	小田原市郷土文化館条例第15条第1項第 号		
理 由			
使 用 料	既納使用料	円	
	還付金額	円	
備 考			

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

小田原市郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

会議室等の使用の取消しの申請等に係る様式を整備する等のため改正する。

[内 容]

1 使用の取消しの申請等（第10条、様式第7号及び様式第8号関係）

会議室等の使用許可を受けた者は、使用の取消しを申請しようとするときは、使用取消許可申請書に当該取消しに係る使用許可書を添えて教育委員会に申請しなければならないこととするほか、当該申請書及び使用取消許可書の様式を定めることとする。

2 使用料の還付基準（第12条関係）

会議室等の使用料の還付の基準を次のとおり定めることとする。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた施設の全部を使用できなかった場合
既納の使用料の全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかった場合
教育委員会が定める額
- (3) 使用者が使用の日の前日までに使用の取消しを申請して、教育委員会の許可を受けた場合
既納の使用料の全額

3 使用許可取消・中止通知書の様式整備（第13条及び様式第10号関係）

使用許可の申請に偽りがあつた場合等において教育委員会が行う使用許可の取消し又は使用の中止の通知に係る様式を整備することとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

平成29年4月1日

議案第 8 号

小田原市指定重要文化財への指定について

小田原市指定重要文化財への指定について、議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市指定重要文化財への指定について

このことについて、平成29年2月2日に開催された平成28年度第3回小田原市文化財保護委員会において、下記の2件を新規に文化財指定することについて承認を受け、平成29年2月22日付けで答申を受けましたので、議決を求めるものです。

指定物件

番号	名称	種類	所有者
1	絹本著色 両界曼荼羅図	絵画	宗教法人寶金剛寺
2	小田原城内大日一尊種子板碑	歴史資料	神奈川県



小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄 様



平成29年 2 月 22 日

小田原市文化財保護委員会
委員長 相 澤 正 彦



小田原市文化財保護条例に基づく市指定重要文化財の指定について（答申）

平成29年1月27日付け文財第332号で諮問のありました市指定重要文化財の指定につきましては、平成29年2月2日開催の小田原市文化財保護委員会において審議いたしました結果、次の2件については、小田原市文化財保護条例第3条に規定する小田原市指定重要文化財に指定することが適当である旨意見の一致をみましたので、答申します。

小田原市指定重要文化財指定候補

番号	種類	名 称	員数	所 在	所 有 者
1	絵画	絹本著色 両界曼荼羅図	2 幅	小田原市 国府津 2038 番地	宗教法人 寶金剛寺
2	歴史資料	小田原城内大日一尊種子板碑	1 基	小田原市 城内 900 番 3	神奈川県

小田原市指定重要文化財及び史跡名勝天然記念物候補物件調書

種 類	絵画
名 称	絹本著色 両界曼荼羅図
員 数	2幅
時 代	南北朝～室町時代初期
所在地及び地目・地籍	小田原市国府津2038番地
所有者の住所・氏名	小田原市国府津2038番地 宗教法人東寺真言宗 寶金剛寺
管理者の住所・氏名	小田原市国府津2038番地 宗教法人東寺真言宗 寶金剛寺
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	<p>目の粗い画絹を用い、表装には法輪を描いた描表装を施す。主尊の大日如来は比較的精緻な線で描く一方で、他の諸尊や法具はおおらかな筆致となっている。また各会に描かれる細かい文様は省略されている。</p> <p>朱と墨を主体とし緑青、白そして金泥などわずかな色彩に抑え、界線に截金を用いている。</p> <p>南北朝期から室町時代初期の作例と見られ、横浜宝生寺の「両界曼荼羅図」と並び県内では最古例に属する両界曼荼羅図である。</p> <p>絹本著色 寸法 金剛界 縦199.0cm×横134.0cm 胎藏界 縦199.5cm×横134.1cm</p>
由緒・沿革等	<p>寶金剛寺は東寺真言宗。弘治2年後奈良天皇の勅命により現在の寺号に改める。銅造大日如来坐像(国重文)をはじめ彫刻・絵画・文書等様々な文化財を有する。</p> <p>本資料についての伝来経緯は未詳(寺伝なし。「新編相模国風土記稿」には明記なし)。</p> <p>金剛界曼荼羅の軸裏に「唐筆金剛界大曼荼羅 天保十五甲辰年十月 国府津山現住良弁修補」とあり、天保15年(1844)に修復を施している。</p>

<p>その他参考となる事項</p>	<p>参考資料 『小田原市史 通史編 原始古代中世』（小田原市/平成 10 年）、相澤正彦「〈調査報告〉国府津山寶金剛寺の中近世絵画」、『おだわら－歴史と文化－10 号』（小田原市/平成 9 年） 市内室町時代絵画の指定状況 総世寺安叟禅師画像、天神社菅原道真画像、勝福寺不動明王画像</p>
-------------------	--

諮問する理由

小田原市内における中世期に遡る絵画は、報身寺阿弥陀如来画像（国重文）、浄永寺日蓮上人画像（県指定）、寶金剛寺真言八祖画像（県指定）、総世寺安叟禅師画像（市指定）、天神社菅原道真画像（市指定）、勝福寺不動明王画像（市指定）の 6 件の指定物件のほか、これまでに本作に加え寶金剛寺の不動明王二童子画像（南北朝）、愛染明王画像（同）、涅槃図（室町初期）、本誓寺山越阿弥陀図（室町中期）、大見寺の阿弥陀三尊来迎図（室町中期）、真楽寺の方便法身像（室町後期）、親鸞聖人像（同）などが知られるのみで、本作は大変貴重な遺品といえる。

さらに、本作は市内伝来の中世に遡る曼荼羅図では唯一のものである。また、通例の曼荼羅が極彩色できらびやかなのに対し、朱を主体として墨、金泥などを加えるのみの淡雅なもので、荒い絹地とあいまって、類例のない表現をとる。

以上の理由により、本作を市指定重要文化財に指定するため、諮問するものである。

絹本着色 両界曼荼羅図 (寶金剛寺)



胎藏界



金剛界

<p>由緒・沿革等</p>	<p>現在の所在地は小田原城南側斜面裾の空堀が埋没している場所にあたる。周囲は関東大震災により崩落した本丸石垣石等が散乱していることから、小田原城石垣に転用されたものと考えられている。</p> <p>本板碑と同様の大型の板碑で、箱根火山起因の安山岩製で年紀銘がある板碑は6基あり、文保元年（1317）から康永元年（1342）の間に作製されている。</p> <p>これらとの比較から、本資料は14世紀前半の造立の可能性が高い。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>参考資料</p> <p>小田原市郷土文化館『小田原の金石文』1、小田原市『小田原市史』通史編 原始・古代・中世、小田原市『小田原市史』史料編 原始・古代・中世I、「南関東の中世墓」『日本の中世墓』</p>

諮問する理由

小田原市内における箱根火山起因の安山岩製板碑は、居神神社大日一尊種子板碑、阿弥陀一尊種子板碑（以上市指定「居神神社境内古碑群」の一部）、寶金剛寺阿弥陀三尊種子板碑（市指定「国府津建武古碑」）の3基の指定物件がある。そのほか、未指定物件として、本例に加え、城山で出土し現在東京国立博物館表慶館前に展示されている阿弥陀三尊種子板碑、小田原城跡御用米曲輪で出土した大日一尊種子板碑、そのほか1例の計4基が知られるのみである。

さらに、本資料は頂部を平坦にし、願文上部に点刻により二条線の表現がある。天蓋の形態等から、筑波山周辺の黒雲母片岩で製作される「常総型」の影響が認められるなど、他の安山岩製板碑と比べると、特異な存在と言える。造立年は刻まれていないが、他の6例の記年銘板碑の製作が文保元年（1317）から康永元年（1342）であることから、本資料についても14世紀前半の造立である可能性が高い。石材は箱根火山の溶岩と考えられることから、本資料は小田原及びその周辺で製作された可能性があり、中世小田原の板碑の多様性を考えるうえでも重要である。

以上の理由により、本資料を市指定重要文化財に指定するため、諮問するものである。

小田原城内大日一尊種子板碑 写真

正面



右手から



左手から



議案第9号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について、議決を求める。

平成29年3月21日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿

(任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
おわだ てつお 小和田 哲男	大学名誉教授	中世	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	報徳博物館館長	城郭	再任
あさくら なおみ 浅倉 直美	埼玉県文化財保護審議会委員	中世	新任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	考古学研究家	考古学	再任
おざわ あさえ 小沢 朝江	大学教授	建築史	再任
こいで かずお 小出 和郎	株式会社都市環境研究所 代表取締役所長	都市工学	再任
たなか てつお 田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館 長	造園	再任
みやうち やすゆき 宮内 泰之	大学准教授	造園	再任
いとう まさよし 伊藤 正義	大学教授	考古学	再任
かめい のぶお 亀井 伸雄	東京文化財研究所所長	建築史	再任
すぎもと ふみこ 杉本 史子	大学教授	近世	再任

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員新任候補者名簿

【新任候補者】

選出区分	学識経験者（歴史・中世）
氏名	浅倉直美
住所	東京都杉並区天沼二丁目
生年	昭和35年
備考	埼玉県文化財保護審議会委員 清瀬市史編さん委員
委嘱期間	平成31年3月31日まで

【前任者】

選出区分	学識経験者（歴史・中世）
氏名	池上裕子

議案第 10 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 29 年 3 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 総務係 <u>放課後子ども係</u></p> <p><u>学校安全課</u> 保健係 <u>給食係</u> <u>学校施設係</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>学校安全課</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 学校教育施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(9) 学校教育施設の整備計画及び建設に関すること。</u></p>	<p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課 総務係 <u>施設係</u></p> <p><u>保健給食課</u> 保健係 <u>給食係</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 学校教育施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(18) 学校教育施設の整備計画及び建設に関すること。</u></p> <p><u>(19) 学校施設台帳の整備に関すること。</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p><u>保健給食課</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p>

(10) 学校施設台帳の整備に関すること。

教育指導課

(1)～(16) (略)

(17) 児童及び生徒の就学援助に関する
こと。

(18) (略)

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例
(昭和57年小田原市条例第38号)第2条
第1項の規定により設置された学校給食共同
調理場は、教育部学校安全課に属する。

教育指導課

(1)～(16) (略)

(17) 児童及び生徒の就学援助並びに幼
児の就園奨励に関すること。

(18) (略)

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例
(昭和57年小田原市条例第38号)第2条
第1項の規定により設置された学校給食共同
調理場は、教育部保健給食課に属する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育委員会事務局の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。(第2条、第3条及び第4条関係)

(1) 教育総務課関係

施設係を廃止し、新たに放課後子ども係を置くこととする。

(2) 保健給食課関係

保健給食課の名称を学校安全課に変更し、新たに学校施設係を置くこととするほか、次の事務を教育総務課から学校安全課に移管することとする。

ア 学校教育施設の維持管理に関すること。

イ 学校教育施設の整備計画及び建設に関すること。

ウ 学校施設台帳の整備に関すること。

(3) 教育指導課関係

幼児の就園奨励に関する事務が子ども青少年部に移管されることに伴い、教育指導課の事務分掌についてこれに応じた整備を行うこととする。

[適用]

平成29年4月1日

議案第 1 1 号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。</p>		<p>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。</p>	
課等名	略字	課等名	略字
(略)		(略)	
学校安全課	教安	保健給食課	教保
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

[改正理由]

保健給食課の名称が学校安全課に変更されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

学校安全課の発送文書に付する略字記号を定めることとする。

[適 用]

平成29年4月1日